

那覇市公報

第1778号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1634
- 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1636
- 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）…………… 1639

◇規 則◇

- 那覇市食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1642
- 那覇市会計規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…………… 1666
- 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部を改正する規則（まちなみ整備課）…………… 1668

◇告 示◇

- 那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー一使用料の収納事務委託について（商工農水課）…………… 1670
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1671
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）…………… 1672
- 新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例の対象となる行事について（市民税課）…………… 1673
- 那覇広域都市計画下水道の変更について（都市計画課）…………… 1674
- 市道路線の区域変更及び廃止に関する告示（道路管理課）…………… 1675

○令和2年度上半期那覇市の財政状況の公表（財政課）	1678
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1694
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	1695
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1696
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1697
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1698

◇ 公 告 ◇

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	1699
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）	1702
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）	1706
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1710
○「那覇市伝統工芸館体験工房等予約管理システム構築業務」受託事業者募集について（商工農水課）	1711

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1712
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1712
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について	1713

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	1714
-------------------------	------

◇正

誤◇

○那覇市公報第1776号の正誤（消防局総務課）	1715
-------------------------------	------

条 例

那覇市条例第46号

令和2年11月27日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる</u>割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

那覇市条例第47号

令和2年11月27日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]	(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 〔略〕	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

那覇市条例第48号

令和2年11月27日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる</u>割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職し	(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当

た議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第47号

令和2年12月1日

公 布 済

那覇市食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(那覇市食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 那覇市食品衛生法施行細則(平成24年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(食品衛生管理者の設置等の届書) 第4条 省令第49条第1項の規定による届書は、食品衛生管理者設置(変更)届書(<u>第1号様式</u>)によるものとする。 (食品衛生責任者の設置) 第5条 [略] 2 [略] 3 営業者は、食品衛生責任者を設置したとき、又は食品衛生責任者を変更したときは、10日以内に食品衛生責任者設置(変更)報告書(<u>第2号様式</u>)を保健所長に提出しなければならない。 (講習会) 第6条 市長は、市長又は市長が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会(次項において「養成講習会」という。)における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(<u>第3号様式</u>。次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。 2～3 [略] (講習会修了証明書の再交付) 第7条 講習会修了証明書の交付を受けた者は、講習会修了証明書を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書(<u>第4号様式</u>)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、講習会修了証明書の破損又は汚損によるときは、当該講習会修了証明書を添付しなければならない。 2 [略]	(食品衛生管理者の設置等の届書) 第4条 省令第49条第1項の規定による届書は、食品衛生管理者設置(変更)届書によるものとする。 (食品衛生責任者の設置) 第5条 [略] 2 [略] 3 営業者は、食品衛生責任者を設置したとき、又は食品衛生責任者を変更したときは、10日以内に食品衛生責任者設置(変更)報告書を保健所長に提出しなければならない。 (講習会) 第6条 市長は、市長又は市長が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会(次項において「養成講習会」という。)における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。 2～3 [略] (講習会修了証明書の再交付) 第7条 講習会修了証明書の交付を受けた者は、講習会修了証明書を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、講習会修了証明書の破損又は汚損によるときは、当該講習会修了証明書を添付しなければならない。 2 [略]

(営業許可申請書) 第8条 省令第67条第1項及び第2項の申請書は、食品営業許可(新規・継続)申請書(第5号様式)によるものとする。ただし、自動販売機による営業の許可の申請書は、自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書(第6号様式)によるものとする。 2 [略] (営業基準等) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 自動車営業には、第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。 (1) 営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の自動車の設置場所を出店予定届(第7号様式)により保健所長に報告すること。 (2) [略] 6 [略] (食品営業許可証の交付) 第11条 保健所長は、法第52条の規定により許可をしたときは、食品営業許可証(第8号様式。以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。 (営業許可証の再交付) 第12条 営業許可証の交付を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品営業許可証再交付申請書(第9号様式)により、保健所長に再交付を申請しなければならない。この場合において、営業許可証の破損又は汚損によるときは、当該営業許可証を添付しなければならない。 2 [略] (変更の届出) 第13条 省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更は、当該変更のあった日	(営業許可申請書) 第8条 省令第67条第1項及び第2項の申請書は、食品営業許可(新規・継続)申請書によるものとする。ただし、自動販売機による営業の許可の申請書は、自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書によるものとする。 2 [略] (営業基準等) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 [略] (1) 営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の自動車の設置場所を出店予定届により保健所長に報告すること。 (2) [略] 6 [略] (食品営業許可証の交付) 第11条 保健所長は、法第52条の規定により許可をしたときは、食品営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。 (営業許可証の再交付) 第12条 営業許可証の交付を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請しなければならない。この場合において、営業許可証の破損又は汚損によるときは、当該営業許可証を添付しなければならない。 2 [略] (変更の届出) 第13条 省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更は、当該変更のあった日
--	--

から10日以内に食品営業許可申請事項の変更届(第10号様式)に営業許可証及び関係書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第14条 省令第68条第1項に規定する届出書は食品営業許可営業者地位承継(相続)届(第11号様式)とし、同条第2項第2号に規定する同意書は食品営業許可営業者地位承継同意書(第12号様式)によるものとする。

2 省令第69条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(合併)届(第13号様式)によるものとする。

3 省令第70条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(分割)届(第14号様式)によるものとする。

4 省令第71条の規定による地位承継の届出内容の変更の届出書は、食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届(第15号様式)によるものとする。

(休業、廃業等の届出)

第16条 市条例第4条第1項の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届(第16号様式)によるものとする。

(給食施設の報告)

第18条 寄宿舍、学校、病院、工場等の施設において、反復継続的に給食を行う者は、給食施設報告書(第17号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があったときは、給食施設報告済証(第18号様式)を交付するものとする。

3 [略]

4 給食施設報告済証の交付を受けた者は、給食施設を30日以上休止しようとするとき、又は廃止したときは、速やかに給食

から10日以内に食品営業許可申請事項の変更届に営業許可証及び関係書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第14条 省令第68条第1項に規定する届出書は食品営業許可営業者地位承継(相続)届とし、同条第2項第2号に規定する同意書は食品営業許可営業者地位承継同意書によるものとする。

2 省令第69条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(合併)届によるものとする。

3 省令第70条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(分割)届によるものとする。

4 省令第71条の規定による地位承継の届出内容の変更の届出書は、食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届によるものとする。

(休業、廃業等の届出)

第16条 市条例第4条第1項の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届によるものとする。

(給食施設の報告)

第18条 寄宿舍、学校、病院、工場等の施設において、反復継続的に給食を行う者は、給食施設報告書を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があったときは、給食施設報告済証を交付するものとする。

3 [略]

4 給食施設報告済証の交付を受けた者は、給食施設を30日以上休止しようとするとき、又は廃止したときは、速やかに給食

施設休止・廃止届(第19号様式)により保健所長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定により休止の届出をした者が給食施設を再開しようとするときは、再開の5日前までに、給食施設再開届(第20号様式)により保健所長に届け出なければならない。

(特定営業の報告及び廃業の届出)

第19条 次に掲げる営業(以下「特定営業」という。)を営む者は、特定営業報告書(第21号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(1)～(12) [略]

- 2 保健所長は、前項の報告があったときは、特定営業報告済証(第22号様式)を交付するものとする。

3 [略]

- 4 特定営業を営む者は、その営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかに特定営業休業・廃業届(第23号様式)により保健所長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定により休業の届出をした者がその営業を再開しようとするときは、再開の5日前までに、特定営業再開届(第24号様式)により保健所長に届け出なければならない。

第20条 [略]

第1号様式(第4条関係) [略]

第2号様式(第5条関係) [略]

第3号様式(第6条関係) [略]

第4号様式(第7条関係) [略]

第5号様式(第8条関係) [略]

第6号様式(第8条関係) [略]

施設休止・廃止届により保健所長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定により休止の届出をした者が給食施設を再開しようとするときは、再開の5日前までに、給食施設再開届により保健所長に届け出なければならない。

(特定営業の報告及び廃業の届出)

第19条 次に掲げる営業(以下「特定営業」という。)を営む者は、特定営業報告書を保健所長に提出しなければならない。

(1)～(12) [略]

- 2 保健所長は、前項の報告があったときは、特定営業報告済証を交付するものとする。

3 [略]

- 4 特定営業を営む者は、その営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかに特定営業休業・廃業届により保健所長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定により休業の届出をした者がその営業を再開しようとするときは、再開の5日前までに、特定営業再開届により保健所長に届け出なければならない。

(様式等)

第20条 この規則の規定による別表第3に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

第21条 [略]

[別表第3 別記]

第7号様式(第10条関係) [略]	
第8号様式(第11条関係) [略]	
第9号様式(第12条関係) [略]	
第10号様式(第13条関係) [略]	
第11号様式(第14条関係) [略]	
第12号様式(第14条関係) [略]	
第13号様式(第14条関係) [略]	
第14号様式(第14条関係) [略]	
第15号様式(第14条関係) [略]	
第16号様式(第16条関係) [略]	
第17号様式(第18条関係) [略]	
第18号様式(第18条関係) [略]	
第19号様式(第18条関係) [略]	
第20号様式(第18条関係) [略]	
第21号様式(第19条関係) [略]	
第22号様式(第19条関係) [略]	
第23号様式(第19条関係) [略]	
第24号様式(第19条関係) [略]	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

[改正後 別記]

別表第3(第20条関係)

文書の名称	根拠条項
食品衛生管理者設置(変更)届書	第4条
食品衛生責任者設置(変更)報告書	第5条第3項
食品衛生責任者養成講習会修了証明書	第6条第1項
食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書	第7条第1項
食品営業許可(新規・継続)申請書	第8条第1項
自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書	第8条第1項

出店予定届	第10条第5項第1号 及び第6項第2号
食品営業許可証	第11条
食品営業許可証再交付申請書	第12条第1項
食品営業許可申請事項の変更届	第13条
食品営業許可営業者地位承継(相続)届	第14条第1項
食品営業許可営業者地位承継同意書	第14条第1項
食品営業許可営業者地位承継(合併)届	第14条第2項
食品営業許可営業者地位承継(分割)届	第14条第3項
食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届	第14条第4項
食品営業休業・廃業・再開届	第16条
給食施設報告書	第18条第1項
給食施設報告済証	第18条第2項
給食施設休止・廃止届	第18条第4項
給食施設再開届	第18条第5項
特定営業報告書	第19条第1項
特定営業報告済証	第19条第2項
特定営業休業・廃業届	第19条第4項
特定営業再開届	第19条第5項

（那覇市理容師法施行細則の一部改正）

第2条 那覇市理容師法施行細則（平成24年那覇市規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開設の届出） 第2条 法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、理容所開設届（<u>第1号様式</u>）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （医師の診断書） 第3条 省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書（<u>第2号様式</u>）によるものとする。 （検査等） 第4条 〔略〕 2 保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第12条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、理容所開設検査確認済証（<u>第3号様式</u>、以下「検査確認済証」という。）を交付するものとする。	（開設の届出） 第2条 法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、理容所開設届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （医師の診断書） 第3条 省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書によるものとする。 （検査等） 第4条 〔略〕 2 保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第12条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、理容所開設検査確認済証（以下「検査確認済証」という。）を交付するものとする。

る。

3 〔略〕

4 開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、理容所開設検査確認済証再交付申請書（第4号様式）により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。

（変更又は廃止の届出）

第5条 法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届（第5号様式）又は理容所廃止届（第6号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

第6条 省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継（相続）届（第7号様式）に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 省令第21条第2項第2号の同意書は、理容所開設者地位承継同意書（第8号様式）とする。

3 省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継（合併・分割）届（第9号様式）に必要な書類を添えて行わなければならない。

（理容師出張業届）

第7条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとする者は、あらかじめ理容師出張業届（第10号様式）を保健所長に提出しなければならない。

3 〔略〕

4 開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、理容所開設検査確認済証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。

（変更又は廃止の届出）

第5条 法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届又は理容所廃止届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

第6条 省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継（相続）届に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 省令第21条第2項第2号の同意書は、理容所開設者地位承継同意書とする。

3 省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継（合併・分割）届に必要な書類を添えて行わなければならない。

（理容師出張業届）

第7条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとする者は、あらかじめ理容師出張業届を保健所長に提出しなければならない。

（様式等）

第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

〔表 別記〕

<u>第8条</u> 〔略〕 第1号様式(第2条関係) 〔略〕 第2号様式(第3条関係) 〔略〕 第3号様式(第4条関係) 〔略〕 第4号様式(第4条関係) 〔略〕 第5号様式(第5条関係) 〔略〕 第6号様式(第5条関係) 〔略〕 第7号様式(第6条関係) 〔略〕 第8号様式(第6条関係) 〔略〕 第9号様式(第6条関係) 〔略〕 第10号様式(第7条関係) 〔略〕	<u>第9条</u> 〔略〕
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 前条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正後 別記〕

〔第8条の表〕

文書の名称	根拠条項
理容所開設届	第2条
健康診断書	第3条
理容所開設検査確認済証	第4条第2項
理容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第4項
理容所開設届出事項変更届	第5条
理容所廃止届	第5条
理容所開設者地位承継(相続)届	第6条第1項
理容所開設者地位承継同意書	第6条第2項
理容所開設者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
理容師出張業届	第7条

(那覇市美容師法施行細則の一部改正)

第3条 那覇市美容師法施行細則(平成24年那覇市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設の届出) 第2条 法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、美容所開設届(第1号	(開設の届出) 第2条 法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、美容所開設届に必要な

様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (医師の診断書) 第3条 省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書(第2号様式)によるものとする。 (検査等) 第4条 [略] 2 保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第13条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、美容所開設検査確認済証(第3号様式。以下「検査確認済証」という。)を交付するものとする。 3 [略] 4 開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、美容所開設検査確認済証再交付申請書(第4号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。 (変更又は廃止の届出) 第5条 法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届(第5号様式)又は美容所廃止届(第6号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。 (地位の承継の届出) 第6条 省令第21条第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(相続)届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。 2 省令第21条第2項第2号の同意書は、美容所開設者地位承継同意書(第8号様式)とする。 3 省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承	な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (医師の診断書) 第3条 省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書によるものとする。 (検査等) 第4条 [略] 2 保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第13条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、美容所開設検査確認済証(以下「検査確認済証」という。)を交付するものとする。 3 [略] 4 開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、美容所開設検査確認済証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。 (変更又は廃止の届出) 第5条 法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届又は美容所廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。 (地位の承継の届出) 第6条 省令第21条第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。 2 省令第21条第2項第2号の同意書は、美容所開設者地位承継同意書とする。 3 省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承
--	--

継(合併・分割)届(第9号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。 (美容師出張業届) 第7条 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするは、あらかじめ美容師出張業届(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。 第8条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) [略] 第3号様式(第4条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第5条関係) [略] 第6号様式(第5条関係) [略] 第7号様式(第6条関係) [略] 第8号様式(第6条関係) [略] 第9号様式(第6条関係) [略] 第10号様式(第7条関係) [略]	継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。 (美容師出張業届) 第7条 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとする者は、あらかじめ美容師出張業届を保健所長に提出しなければならない。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記] 第9条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
美容所開設届	第2条
健康診断書	第3条
美容所開設検査確認済証	第4条第2項
美容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第4項
美容所開設届出事項変更届	第5条

美容所廃止届	第5条
美容所開設者地位承継(相続)届	第6条第1項
美容所開設者地位承継同意書	第6条第2項
美容所開設者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
美容師出張業届	第7条

（那覇市旅館業法施行細則の一部改正）

第4条 那覇市旅館業法施行細則（平成24年那覇市規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（旅館業許可申請書） 第2条 法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （営業許可証等） 第3条 保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、旅館業営業許可証（第2号様式）を交付するものとする。 2 法第3条第5項の規定により、許可を与えないときは<u>旅館業営業不許可通知書（第3号様式）</u>により通知するものとする。 （地位の承継の申請） 第4条 省令第2条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継（合併・分割）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて行わなければならない。 2 省令第3条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて行わなければならない。 3 省令第3条第2項第2号の同意書は、旅館業相続同意書（第6号様式）とする。 （旅館業営業承継承認書） 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは<u>旅館業営業承継（合併・分割・相続）承認書（第7号様式）</u>を、承継を不承認としたときは旅館	（旅館業許可申請書） 第2条 法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （営業許可証等） 第3条 保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、旅館業営業許可証を交付するものとする。 2 法第3条第5項の規定により、許可を与えないときは、<u>旅館業営業不許可通知書</u>により通知するものとする。 （地位の承継の申請） 第4条 省令第2条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継（合併・分割）承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。 2 省令第3条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継（相続）承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。 3 省令第3条第2項第2号の同意書は、旅館業相続同意書とする。 （旅館業営業承継承認書） 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは<u>旅館業営業承継（合併・分割・相続）承認書</u>を、承継を不承認としたときは旅館業営業承継

業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書(第8号様式)を交付するものとする。 (変更、停止又は廃止の届出) 第6条 省令第4条の規定による届出は、変更の場合は旅館業営業許可・承継事項変更届(第9号様式)、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は旅館業営業停止・廃止届(第10号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。 第8条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) [略] 第3号様式(第3条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第4条関係) [略] 第6号様式(第4条関係) [略] 第7号様式(第5条関係) [略] 第8号様式(第5条関係) [略] 第9号様式(第6条関係) [略] 第10号様式(第6条関係) [略]	(合併・分割・相続)不承認通知書を交付するものとする。 (変更、停止又は廃止の届出) 第6条 省令第4条の規定による届出は、変更の場合は旅館業営業許可・承継事項変更届、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は旅館業営業停止・廃止届に必要な書類を添えて行わなければならない。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記] 第9条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
旅館業営業許可申請書	第2条
旅館業営業許可証	第3条第1項
旅館業営業不許可通知書	第3条第2項
旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書	第4条第1項

旅館業営業承継(相続)承認申請書	第4条第2項
旅館業相続同意書	第4条第3項
旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書	第5条
旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書	第5条
旅館業営業許可・承継事項変更届	第6条
旅館業営業停止・廃止届	第6条

（那覇市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第5条 那覇市公衆浴場法施行細則（平成24年那覇市規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（営業許可の申請） 第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （営業許可証等） 第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、公衆浴場営業許可証(第2号様式)を交付するものとする。 2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。 （営業開始届出） 第4条 営業者は、法第2条第1項の規定により許可を受けた後、営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届(第4号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （地位の承継の届出） 第5条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(相続)届(第5号様式)により行わなければならない。 2 省令第2条第2項第2号の同意書は、公衆浴場相続同意書(第6号様式)とする。 3 省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。	（営業許可の申請） 第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （営業許可証等） 第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、公衆浴場営業許可証を交付するものとする。 2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。 （営業開始届出） 第4条 営業者は、法第2条第1項の規定により許可を受けた後、営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （地位の承継の届出） 第5条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(相続)届により行わなければならない。 2 省令第2条第2項第2号の同意書は、公衆浴場相続同意書とする。 3 省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。

(変更、停止又は廃止の届出) 第6条 省令第4条の規定による届出は、変更の場合は公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届(第8号様式)、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は公衆浴場営業停止・廃止届(第9号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。 (補足) 第8条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) [略] 第3号様式(第3条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第5条関係) [略] 第6号様式(第5条関係) [略] 第7号様式(第5条関係) [略] 第8号様式(第6条関係) [略] 第9号様式(第7条関係) [略]	(変更、停止又は廃止の届出) 第6条 省令第4条の規定による届出は、変更の場合は公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は公衆浴場営業停止・廃止届に必要な書類を添えて行わなければならない。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記] (補則) 第9条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
公衆浴場営業許可申請書	第2条
公衆浴場営業許可証	第3条第1項
公衆浴場営業不許可通知書	第3条第2項
公衆浴場営業開始届	第4条
公衆浴場営業者地位承継(相続)届	第5条第1項

公衆浴場相続同意書	第5条第2項
公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届	第5条第3項
公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届	第6条
公衆浴場営業停止・廃止届	第6条

（那覇市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第6条 那覇市クリーニング業法施行細則(平成24年那覇市規則第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開設等の届出） 第2条 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、クリーニング所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 2 法第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、無店舗取次店営業届(第2号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 3 [略] （検査確認済証等の交付） 第3条 保健所長は、法第5条の2の規定による確認をしたときは、クリーニング所開設検査確認済証(第3号様式。以下「検査確認済証」という。)を当該クリーニング所の営業者に交付するものとする。 2 [略] 3 保健所長は、法第5条第2項に規定する営業(以下「無店舗取次店」という。)の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(第4号様式。以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。 （検査確認済証又は届出済証の再交付申請） 第4条 営業者は、検査確認済証又は届出済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、クリーニング所等検査確認済証・届出済証再交付申請書(第5	（開設等の届出） 第2条 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、クリーニング所開設届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 2 法第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、無店舗取次店営業届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 3 [略] （検査確認済証等の交付） 第3条 保健所長は、法第5条の2の規定による確認をしたときは、クリーニング所開設検査確認済証(以下「検査確認済証」という。)を当該クリーニング所の営業者に交付するものとする。 2 [略] 3 保健所長は、法第5条第2項に規定する営業(以下「無店舗取次店」という。)の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。 （検査確認済証又は届出済証の再交付申請） 第4条 営業者は、検査確認済証又は届出済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、クリーニング所等検査確認済証・届出済証再交付申請書によ

号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該申請書に当該検査確認済証又は届出済証を添付しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第5条 法第5条第3項の規定による届出をしようとする者は、変更の場合はクリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届(第6号様式)、廃止の場合はクリーニング所(無店舗取次店)廃止届(第7号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 省令第2条の2第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届(第8号様式)により行わなければならない。

2 省令第2条の2第2項第2号の同意書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書(第9号様式)とする。

3 省令第2条の3第1項又は第2条の4第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届(第10号様式)により行わなければならない。

(伝染性疾患の届出)

第7条 営業者は、法第9条に規定する業務に従事する者が結核若しくは感染性の皮膚疾患にかかった場合又は当該疾病が治癒した場合は、業務従事者の伝染性疾患に関する届出書(第11号様式)に当該疾病に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出るものとする。

り、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該申請書に当該検査確認済証又は届出済証を添付しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第5条 法第5条第3項の規定による届出をしようとする者は、変更の場合はクリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届、廃止の場合はクリーニング所(無店舗取次店)廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 省令第2条の2第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届により行わなければならない。

2 省令第2条の2第2項第2号の同意書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書とする。

3 省令第2条の3第1項又は第2条の4第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届により行わなければならない。

(伝染性疾患の届出)

第7条 営業者は、法第9条に規定する業務に従事する者が結核若しくは感染性の皮膚疾患にかかった場合又は当該疾病が治癒した場合は、業務従事者の伝染性疾患に関する届出書に当該疾病に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出るものとする。

(様式等)

第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

[表 別記]

<u>第8条</u> 〔略〕 第1号様式(第2条関係) 〔略〕 第2号様式(第2条関係) 〔略〕 第3号様式(第3条関係) 〔略〕 第4号様式(第3条関係) 〔略〕 第5号様式(第4条関係) 〔略〕 第6号様式(第5条関係) 〔略〕 第7号様式(第5条関係) 〔略〕 第8号様式(第6条関係) 〔略〕 第9号様式(第6条関係) 〔略〕 第10号様式(第6条関係) 〔略〕 第11号様式(第7条関係) 〔略〕	<u>第9条</u> 〔略〕
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正後 別記〕

〔第8条の表〕

文書の名称	根拠条項
クリーニング所開設届	第2条第1項
無店舗取次店営業届	第2条第2項
クリーニング所開設検査確認済証	第3条第1項
無店舗取次店届出済証	第3条第3項
クリーニング所等検査確認済証・届出済証再交付申請書	第4条
クリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届	第5条
クリーニング所(無店舗取次店)廃止届	第5条
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届	第6条第1項
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書	第6条第2項
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
業務従事者の伝染性疾病に関する届出書	第7条

(那覇市興行場法施行細則の一部改正)

第7条 那覇市興行場法施行細則(平成24年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可の申請)	(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(営業許可証等)

第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、興行場営業許可証(第2号様式)を交付するものとする。

2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、興行場営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(地位の承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定による相続の場合の届出は、興行場営業者地位承継(相続)届(第4号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により当該営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者である旨を証明する興行場相続同意書(第5号様式)を添付するものとする。

3 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割の場合の届出は、興行場営業者地位承継(合併・分割)届(第6号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(変更の届出)

第5条 条例第2条第1項の規定による変更の届出は、興行場営業許可・承継事項変更届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(停止等の届出)

第6条 条例第2条第2項の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出は、興行場営業停止・廃止届(第8号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(営業許可証等)

第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、興行場営業許可証を交付するものとする。

2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、興行場営業不許可通知書により通知するものとする。

(地位の承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定による相続の場合の届出は、興行場営業者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により当該営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者である旨を証明する興行場相続同意書を添付するものとする。

3 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割の場合の届出は、興行場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。

(変更の届出)

第5条 条例第2条第1項の規定による変更の届出は、興行場営業許可・承継事項変更届に必要な書類を添えて行わなければならない。

(停止等の届出)

第6条 条例第2条第2項の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出は、興行場営業停止・廃止届に必要な書類を添えて行わなければならない。

(様式等)

第7条 この規則の規定による次の表に掲

<u>第7条</u> [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) [略] 第3号様式(第3条関係) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 第5号様式(第4条関係) [略] 第6号様式(第4条関係) [略] 第7号様式(第5条関係) [略] 第8号様式(第6条関係) [略]	<u>げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。</u> [表 別記] <u>第8条</u> [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
興行場営業許可申請書	第2条
興行場営業許可証	第3条第1項
興行場営業不許可通知書	第3条第2項
興行場営業者地位承継(相続)届	第4条第1項
興行場相続同意書	第4条第2項
興行場営業者地位承継(合併・分割)届	第4条第3項
興行場営業許可・承継事項変更届	第5条
興行場営業停止・廃止届	第6条

(那覇市水道法施行細則の一部改正)

第8条 那覇市水道法施行細則(平成25年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専用水道の確認の申請等) 第2条 法第33条第1項の規定による申請をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。	(専用水道の確認の申請等) 第2条 法第33条第1項の規定による申請をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

らない。 2 法第33条第3項の規定による届出をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(第2号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計適合通知書(第3号様式) (2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書(第4号様式) (専用水道の給水開始前の届出) 第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、専用水道給水開始届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。 (専用水道の業務委託等の届出) 第4条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (1) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合 専用水道管理業務委託届(第6号様式) (2) 委託に係る契約が効力を失った場合 専用水道管理業務委託契約失効届(第7号様式) 2 専用水道の設置者は、専用水道管理業務	2 法第33条第3項の規定による届出をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 3 [略] (1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計適合通知書 (2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書 (専用水道の給水開始前の届出) 第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、専用水道給水開始届を保健所長に提出しなければならない。 (専用水道の業務委託等の届出) 第4条 [略] (1) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合 専用水道管理業務委託届 (2) 委託に係る契約が効力を失った場合 専用水道管理業務委託契約失効届 2 専用水道の設置者は、専用水道管理業務
--	---

委託届に記載した事項を変更した場合は、専用水道管理業務委託変更届(第8号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (専用水道の廃止の届出) 第5条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届(第9号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 第6条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第2条関係) [略] 第3号様式(第2条関係) [略] 第4号様式(第2条関係) [略] 第5号様式(第3条関係) [略] 第6号様式(第4条関係) [略] 第7号様式(第4条関係) [略] 第8号様式(第4条関係) [略] 第9号様式(第5条関係) [略]	委託届に記載した事項を変更した場合は、専用水道管理業務委託変更届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (専用水道の廃止の届出) 第5条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (様式等) 第6条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記] 第7条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第6条の表]

文書の名称	根拠条項
専用水道布設工事設計確認申請書	第2条第1項
専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届	第2条第2項
専用水道布設工事設計適合通知書	第2条第3項第1号
専用水道布設工事設計不適合等通知書	第2条第3項第2号
専用水道給水開始届	第3条

専用水道管理業務委託届	第4条第1項第1号
専用水道管理業務委託契約失効届	第4条第1項第2号
専用水道管理業務委託変更届	第4条第2項
専用水道廃止届	第5条

（那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正）

第9条 那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成25年那覇市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特定建築物の届出） 第2条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物に関する届出をしようとする者は、特定建築物届（第1号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （特定建築物の変更等の届出） 第3条 法第5条第3項の規定による特定建築物の届出事項の変更等の届出をしようとする者は、特定建築物（届出事項変更・非該当）届（第2号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （登録の申請） 第4条 法第12条の2第1項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （実績の報告） 第5条 法第12条の2第1項の規定により登録を受けた者は、実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて、毎年度終了後3月以内に保健所長に提出しなければならない。 （変更等の届出） 第6条 省令第33条第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは変更届出書（第5号様式）に、事業を廃止したときは事業廃止届出書（第6号	（特定建築物の届出） 第2条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物に関する届出をしようとする者は、特定建築物届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （特定建築物の変更等の届出） 第3条 法第5条第3項の規定による特定建築物の届出事項の変更等の届出をしようとする者は、特定建築物（届出事項変更・非該当）届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （登録の申請） 第4条 法第12条の2第1項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請書に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 （実績の報告） 第5条 法第12条の2第1項の規定により登録を受けた者は、実績報告書に必要な書類を添えて、毎年度終了後3月以内に保健所長に提出しなければならない。 （変更等の届出） 第6条 省令第33条第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは変更届出書に、事業を廃止したときは事業廃止届出書に、それぞれ必要

様式)に、それぞれ必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 第7条 [略] 第1号様式(第2条関係) [略] 第2号様式(第3条関係) [略] 第3号様式(第4条関係) [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 第5号様式(第6条関係) [略] 第6号様式(第6条関係) [略]	な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (様式等) 第7条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記] 第8条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正後 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
特定建築物届	第2条
特定建築物(届出事項変更・非該当)届	第3条
登録申請書	第4条
実績報告書	第5条
変更届出書	第6条
事業廃止届出書	第6条

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市規則第48号

令和 2 年12月 1 日

公 布 済

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(繰替払)	(繰替払)
	<u>第65条 令第164条第5号の規則で定めるものは、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者(以下この項において「指定代理納付者」という。)に納付させる歳入に係る手数料とし、同号の規則で定める収入金は、当該指定代理納付者が納付する歳入とする。</u> <u>2 主管課長は、令第164条に規定する繰替払が行われるときは、あらかじめ、支払われる経費の額及び内訳、繰り替えて使用される現金の額及び歳入科目その他必要な事項を会計管理者に通知しなければならない。</u> <u>3 主管課長は、前項の繰替払が行われたときは、直ちにその歳出科目及び歳入科目の収支について、第68条第1項本文の規定による振替命令書の作成及び送付をしなければならない。</u> <u>4 [略]</u>
<u>第65条 令第164条の規定により繰替払をした経費については、主管課長は、翌月10日までに当該経費に係る歳出科目の支出及び歳入科目の収入の手続をしなければならない。</u> <u>2 [略]</u>	
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第49号

令和2年12月1日

公 布 済

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部を改正する規則

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(昭和57年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>	付 則 3 当分の間、第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 259 号

令和 2 年 10 月 1 日

掲 示 済

那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|--|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志三丁目 3 番 1 号 2 階 |
| 3 受託者の名称 | 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会
理事 上原 昭男 |
| 4 委託期間 | 令和 2 年10月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで |

那覇市告示第 346 号

令和 2 年 11 月 26 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号：第 7 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和 2 年 11 月 26 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺三丁目 85 番の一部、85 番 14、85 番 24 の一部、85 番 25 の一部、85 番 26 の一部、85 番 27
- 5 指定道路の幅員：4.00m
- 6 指定道路の延長：14.56m

那覇市告示第 347 号

令和 2 年 11 月 27 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃 止 番 号：第 8 号
- 2 廃 止 道 路 の 種 類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃 止 の 年 月 日：令和 2 年 11 月 27 日
- 4 廃 止 道 路 の 位 置：那覇市識名 695－10
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長15.10m 幅員4.00m

那覇市告示第 348 号

令和 2 年 11 月 27 日

掲 示 済

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例の対象となる行事について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、那覇市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年那覇市条例第 34 号）第 2 条の規定による改正後の那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）付則第 20 条の規定に基づき市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定する行事とする。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 359 号
令和 2 年 12 月 1 日
掲 示 済

那覇広域都市計画下水道の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

那覇市公共下水道

変更する部分 那覇市奥武山町地先及び若狭 1 丁目地内

3 縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課 （那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 362 号

令和 2 年 12 月 4 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

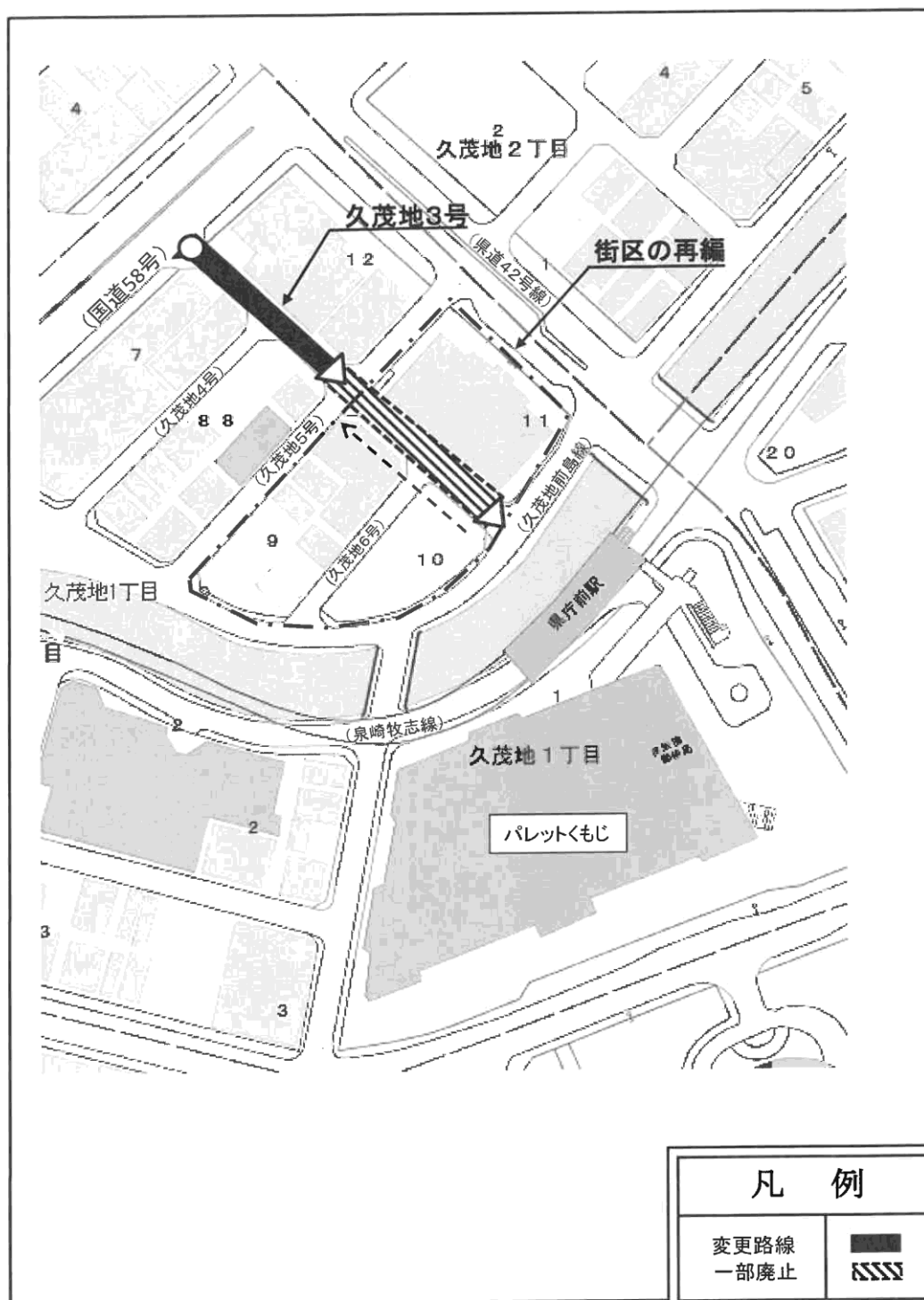
1. 区域変更する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
5 6 1	久茂地 3 号	新 久茂地 1 丁目 1 4 番 4 ～ 久茂地 1 丁目 1 4 番 1	59.1	7.3 ～ 13.8	一部変更 (終点変更)
		旧 久茂地 1 丁目 1 4 番 4 ～ 久茂地 1 丁目 3 番 1	122.4	7.3 ～ 16.2	

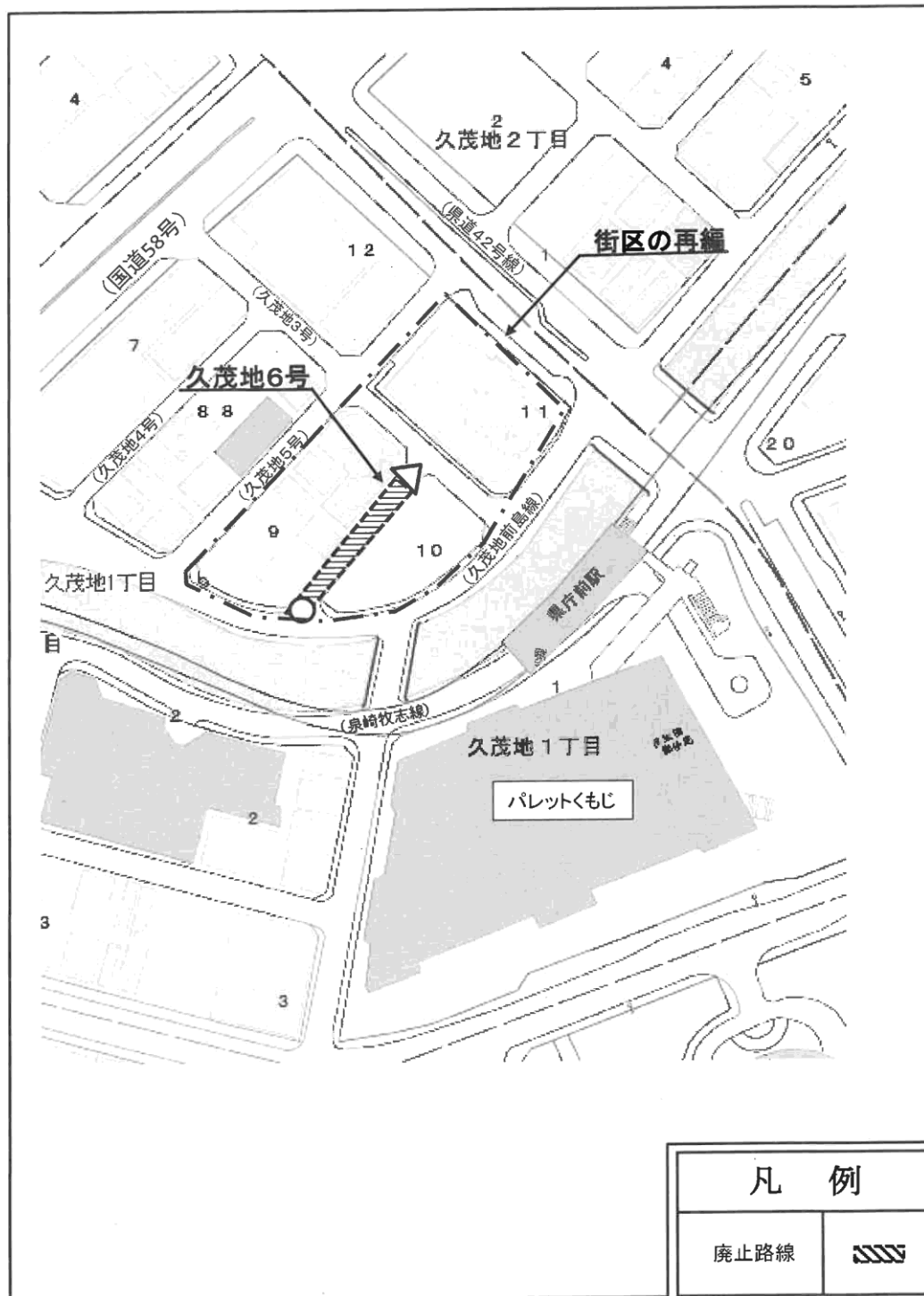
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
5 6 4	久茂地 6 号	久茂地 1 丁目 1 1 番 7 ～ 久茂地 1 丁目 1 1 番 3	

市道路線の変更位置図(参考図①)



市道路線の廃止位置図(参考図②)



那覇市告示第 368 号

令和 2 年 12 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度上半期那覇市の財政（令和 2 年 9 月 30 日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		208,143,477	100,522,053	48.3%	94,645,601	45.5%
(2) 特別会計		73,385,795	27,524,939	37.5%	29,626,342	40.4%
内 訳	土地区画整理事業	15,734	6,431	40.9%	1,907	12.1%
	国民健康保険事業	38,955,431	14,517,017	37.3%	15,831,285	40.6%
	市街地再開発事業	1,394,166	79,979	5.7%	1,199,794	86.1%
	介護保険事業	28,976,373	11,283,492	38.9%	11,131,680	38.4%
	後期高齢者医療	3,587,962	1,364,466	38.0%	1,281,155	35.7%
	病院事業債管理	329,009	163,926	49.8%	163,926	49.8%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	127,120	109,628	86.2%	16,595	13.1%
合計 (1) + (2)		281,529,272	128,046,992	45.5%	124,271,943	44.1%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	50,032,898	28,112,355	56.2%
地方譲与税	820,873	201,792	24.6%
地方交付税	8,912,047	6,423,769	72.1%
分担金及び負担金	778,394	29,682	3.8%
使用料及び手数料	3,397,396	1,598,537	47.1%
国庫支出金	81,993,596	49,739,146	60.7%
県支出金	20,619,630	1,358,852	6.6%
繰入金	6,874,068	0	0.0%
繰越金	4,768,731	6,121,722	128.4%
諸収入	1,518,179	712,279	46.9%
市債	19,430,500	0	0.0%
その他	8,997,166	6,223,918	69.2%
合 計	208,143,477	100,522,053	48.3%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	742,451	378,503	48.9%
総務費	25,258,011	7,928,308	34.2%
民生費	117,254,153	65,834,966	79.6%
衛生費	10,129,042	3,338,303	33.6%
労働費	36,532	17,348	47.9%
農林水産業費	508,918	71,383	13.9%
商工費	4,296,619	1,260,491	44.2%
土木費	14,644,600	3,382,223	23.0%
消防費	3,480,209	1,277,271	38.4%
教育費	19,514,110	5,509,369	34.5%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	11,533,070	5,647,437	49.0%
その他	745,758	0	0.0%
合 計	208,143,477	94,645,601	57.2%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,066,992 m ²
②建物（学校、図書館など）	1,144,699 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	21,020,694 千円
④有価証券（株券）	657,104 千円

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	病院事業債管理 特別会計	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	71,009,957	0	0	3,290,109	74,300,066
簡易生命保険資金	155,017	0	0	0	155,017
郵便貯金資金	4,040,889	0	0	0	4,040,889
地方公共団体金融機構	30,205,543	745,035	0	0	30,950,578
国の予算貸付等	252,867	0	441,497	100,687	795,051
市中銀行	12,641,508	0	0	191,234	12,832,742
その他の金融機関	2,662,633	0	0	162,503	2,825,136
共済等	1,835,648	0	0	52,917	1,888,565
その他	142,443	0	0	0	142,443
合 計	122,946,505	745,035	441,497	3,797,450	127,930,487

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和2年9月30日現在人口 320,657 人 （外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 516,378 円

市民1人当たり市税負担額 156,032 円

(単位：円)

1人当たり行政経費	516,378
議会費	2,415
総務費	72,215
民生費	257,904
衛生費	31,003
労働費	113
農林水産業費	1,604
商工費	8,897
土木費	45,818
消防費	10,386
教育費	49,838
災害復旧費	0
公債費	35,967
その他	218

7 令和2年度予算総括表

（単位：千円）

会 計 別		令和2年度 当初予算	令和元年度 当初予算	増減額	令和元 年度対 前年度 増減率	平成30 年度対 前年度 増減率
一般会計		157,597,000	146,814,000	10,783,000	7.3%	3.0%
特別会計		71,506,393	71,653,925	△ 147,532	△ 0.2%	△ 13.9%
内 訳	土地区画整理事業	15,734	17,661	△ 1,927	△ 10.9%	△ 36.1%
	国民健康保険事業	38,952,571	39,043,660	△ 91,089	△ 0.2%	△ 22.1%
	市街地再開発事業	306,706	1,499,992	△ 1,193,286	△ 79.6%	△ 47.2%
	介護保険事業	28,175,554	27,168,227	1,007,327	3.7%	3.0%
	後期高齢者医療	3,567,200	3,397,091	170,109	5.0%	6.8%
	病院事業債管理	329,009	349,001	△ 19,992	△ 5.7%	△ 8.3%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	159,619	178,293	△ 18,674	△ 10.5%	△ 39.5%
	合 計	229,103,393	218,467,925	10,635,468	4.9%	△ 3.1%

那覇市上下水道局業務の状況（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

令和2年9月30日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	320,657
給水戸数	戸	167,349
給水栓数	栓	116,591
総配水量	m ³	18,354,965
一日平均配水量	m ³	100,300
一日最大配水量	m ³	110,058
有収水量	m ³	16,574,003
有収率	%	90.30

水道料金調定・収納状況

令和2年9月30日現在

(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,561,000,000	2,746,593,343	1,725,238,897	62.81	1,021,354,446

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,390,471,000	3,135,323,596	37.37%	
	第 1 項	営業収益	7,825,876,000	2,826,488,543	36.12%	
	第 2 項	営業外収益	564,594,000	308,663,398	54.67%	
	第 3 項	特別利益	1,000	171,655	17165.5%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	7,539,246,000	2,933,687,356	38.91%	
	第 1 項	営業費用	7,364,319,000	2,910,086,679	39.52%	
	第 2 項	営業外費用	153,527,000	22,340,182	14.55%	
	第 3 項	特別損失	1,400,000	1,260,495	90.04%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的収入	227,540,000	0	0.00%	
	第 1 項	補助金	198,247,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	16,225,000	0	0.00%	
	第 3 項	その他資本的収入	13,068,000	0	0.00%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	2,143,903,460	609,150,184	28.41%	
	第 1 項	建設改良費	1,672,922,460	277,284,007	16.57%	
	第 2 項	企業債償還金	265,980,000	131,866,177	49.58%	
	第 3 項	投資	200,000,000	200,000,000	100.00%	
	第 4 項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和2年度損益計算書(上半期)

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,497,483,656		
(2) その他営業収益	<u>72,953,632</u>	2,570,437,288	
2 営業費用			
(1) 配水費	1,750,378,828		
(2) 給水費	93,921,614		
(3) 漏水防止費	15,505,529		
(4) 業務費	165,176,250		
(5) 総係費	139,088,160		
(6) 減価償却費	550,445,500		
(7) 資産減耗費	<u>8,738,500</u>	<u>2,723,254,381</u>	
営業利益			△152,817,093
3 営業外収益			
(1) 受取利息	6,859,792		
(2) 他会計負担金	2,390,000		
(3) 補償金	1,794,100		
(4) 長期前受金戻入	200,567,000		
(5) 土地物件収益	85,838,940		
(6) 雑収益	<u>3,102,154</u>	300,551,986	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	22,340,182		
(2) 雑支出	<u>1,091</u>	<u>22,341,273</u>	278,210,713
経常利益			125,393,620
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>157,578</u>	157,578	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,161,322</u>	<u>1,161,322</u>	<u>△1,003,744</u>
上半期純利益			124,389,876
前年度繰越利益剰余金			1,844,989,598
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
上半期末処分利益剰余金			<u>1,969,379,474</u>

令和2年度貸借対照表(上半期)

(令和2年9月30日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地		1,084,480,564	
ロ建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	<u>△1,159,407,667</u>	1,014,529,552	
ハ構 築 物	41,572,772,502		
減価償却累計額	<u>△21,199,827,951</u>	20,372,944,551	
ニ機 械 及 び 装 置	2,415,382,222		
減価償却累計額	<u>△1,333,859,828</u>	1,081,522,394	
ホ車 両 運 搬 具	38,731,599		
減価償却累計額	<u>△30,815,817</u>	7,915,782	
ヘ工具、器具及び備品	457,998,408		
減価償却累計額	<u>△332,248,341</u>	125,750,067	
ト建 設 仮 勘 定		474,757,528	
有形固定資産合計			24,161,900,438

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権		913,300	
ロソ フ ト ウ ェ ア		<u>1,688,000</u>	
無形固定資産合計			2,601,300

(3)投 資

イ投 資 有 価 証 券		1,397,184,000	
ロそ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投資合計			1,399,589,000
固定資産合計			25,564,090,738

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金		11,364,454,799	
(2)未 収 金	1,052,268,463		
貸倒引当金	<u>△11,478,521</u>	1,040,789,942	
(3)貯 蔵 品		49,641,628	
(4)前 払 金		142,743,551	
(5)そ の 他 流 動 資 産		<u>207,251,910</u>	
流動資産合計			12,804,881,830
資産合計			<u>38,368,972,568</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

1,289,688,595

企 業 債 合 計

1,289,688,595

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

694,030,251

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,453,400,251

固 定 負 債 合 計

2,743,088,846

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

134,113,354

企 業 債 合 計

134,113,354

(2) 未 払 金

25,552,022

(3) 預 り 金

214,728,582

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

0

引 当 金 合 計

0

(5) そ の 他 流 動 負 債

264,176,744

流 動 負 債 合 計

638,570,702

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

327,264,212

収 益 化 累 計 額

△160,601,010

166,663,202

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△17,009,998

52,990,002

ハ 工 事 負 担 金

1,794,856,955

収 益 化 累 計 額

△946,795,872

848,061,083

ニ 国 庫（県）補 助 金

14,496,400,838

収 益 化 累 計 額

△7,113,059,051

7,383,341,787

ホ 他 会 計 負 担 金

84,427,335

収 益 化 累 計 額

△12,993,927

71,433,408

ヘ 補 償 金

256,974,286

収 益 化 累 計 額

△93,660,738

163,313,548

繰 延 収 益 合 計

8,685,803,030

負 債 合 計

12,067,462,578

資 本 の 部

6 資 本 金		15,365,437,341
7 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ受贈財産評価額	321,419,706	
ロ国庫（県）補助金	1,984,471,045	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2)利 益 剰 余 金		
イ減 債 積 立 金	1,555,668,126	
ロ建設改良積立金	5,105,134,298	
ハ当年度未処分利益剰余金	1,969,379,474	
利益剰余金合計		8,630,181,898
剰余金合計		10,936,072,649
資本合計		26,301,509,990
負債資本合計		38,368,972,568

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	1,050,317,804	0	80,947,410	969,370,394
地方公共団体金融機構	505,350,322	0	50,918,767	454,431,555
計	1,555,668,126	0	131,866,177	1,423,801,949

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

令和2年9月30日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	戸	155,870
検針栓数	栓	99,218
総排水量	m ³	16,993,963
有収水量	m ³	16,993,706
有収率	%	99.99

下水道料金使用料・収納状況

令和2年9月30日現在

（税込）

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,732,170,000	1,800,278,560	1,144,992,894	63.60	655,285,666

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

（単位：円）

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		下水道事業収益	5,557,047,000	1,927,934,225	34.69%	
	第1項	営業収益	4,393,587,000	1,817,601,452	41.37%	
	第2項	営業外収益	1,161,889,000	108,360,604	9.33%	
	第3項	特別利益	1,571,000	1,972,169	125.54%	

支出

（単位：円）

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		下水道事業費用	5,293,497,000	963,769,414	18.17%	
	第1項	営業費用	,959,114,000	841,616,908	16.97%	
	第2項	営業外費用	320,111,000	118,074,409	36.89%	
	第3項	特別損失	4,304,000	4,078,097	94.75%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	2,146,946,886	88,307,580	4.11%	
	第 1 項	企業債	894,700,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	983,161,886	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	268,157,000	87,157,080	32.50%	
	第 4 項	その他資本的收入	928,000	1,150,500	123.98%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,123,066,145	772,699,431	24.74%	
	第 1 項	建設改良費	2,157,786,145	296,937,477	13.76%	
	第 2 項	企業債償還金	956,280,000	475,060,954	49.68%	
	第 3 項	投資	4,000,000	701,000	17.53%	
	第 4 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和2年度損益計算書（上半期）

（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）

（単位：円）

1	営業収益			
(1)	下水道使用料	1,446,901,501		
(2)	雨水処理負担金	201,805,110		
(3)	再生水売却収益	18,939,300		
(4)	その他営業収益	3,681,100	1,671,327,011	
2	営業費用			
(1)	管渠費	37,865,251		
(2)	ポンプ場費	12,885,363		
(3)	雨水処理費	44,539,990		
(4)	排水設備費	21,064,667		
(5)	業務費	592,839,594		
(6)	総係費	69,053,881		
(7)	減価償却費	901,019,500		
(8)	資産減耗費	0	1,679,268,246	
	営業損失			7,941,235
3	営業外収益			
(1)	受取利息	5,353		
(2)	他会計負担金	104,842,810		
(3)	補助金	0		
(4)	長期前受金戻入	444,725,000		
(5)	土地物件収益	3,227,895		
(6)	雑収益	280,185	553,081,243	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	117,896,183		
(2)	雑支出	178,226	118,074,409	435,006,834
	経常利益			427,065,599
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	1,802,904	1,802,904	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	1,636,210		
(2)	その他特別損失	2,304,312	3,940,522	△2,137,618
	上半期純利益			424,927,981
	前年度繰越利益剰余金			946,131,234
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	上半期末処分利益剰余金			1,371,059,215

令和2年度貸借対照表（上半期）

（令和2年9月30日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,861,640,452	
ロ 建 物	176,150,594		
減価償却累計額	<u>△79,845,174</u>	96,305,420	
ハ 構 築 物	66,640,909,118		
減価償却累計額	<u>△26,410,694,616</u>	40,230,214,502	
ニ 機 械 及 び 装 置	858,270,865		
減価償却累計額	<u>△502,815,789</u>	355,455,076	
ホ 車 両 運 搬 具	6,584,431		
減価償却累計額	<u>△2,797,029</u>	3,787,402	
ヘ 工具、器具及び備品	43,346,597		
減価償却累計額	<u>△31,956,494</u>	11,390,103	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>509,925,408</u>	
有形固定資産合計			43,068,718,363

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 地 上 権		868,720	
ロ 施 設 利 用 権		<u>4,516,894,957</u>	
無形固定資産合計			4,517,763,677

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	3,328,300		
貸倒引当金	<u>△87,750</u>	3,240,550	
ロ その他投資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>7,387,550</u>

固定資産合計 47,593,869,590

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

3,913,597,388

(2) 未 収 金

599,175,242

貸倒引当金

△ 3,909,035

595,266,207

(3) 前 払 金

219,666,591

(4) その他流動資産

83,932,499

流動資産合計

4,812,462,685

資 産 合 計

52,406,332,275

(単位：円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債12,282,899,184

企業債合計

12,282,899,184

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

456,742,756

引当金合計

456,742,756

固定負債合計

12,739,641,940

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債481,219,005

企業債合計

481,219,005

(2) 未 払 金

15,611,112

(3) 預 り 金

7,842,351

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

0

引当金合計

0

(5) その他流動負債

146,448,067

流動負債合計

651,120,535

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

1,130,145,889

収益化累計額

△121,856,387

1,008,289,502

ロ 国庫（県）補助金

38,065,803,534

収益化累計額

△18,176,853,048

19,888,950,486

ハ 他会計負担金

2,643,026,291

収益化累計額

△630,764,530

2,012,261,761

ニ 補 償 金

135,058,335

収益化累計額

△9,653,830125,404,505

繰延収益合計

23,034,906,254

負債合計

36,425,668,729

(単位：円)

資 本 の 部

6 資 本 金			14,078,807,967
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	202,181,067		
ロ 国庫(県)補助金	309,527,051		
ハ 他会計負担金	19,088,246		
資本剰余金合計		530,796,364	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	1,371,059,215		
利益剰余金合計		1,371,059,215	
剰 余 金 合 計			1,901,855,579
資 本 合 計			15,980,663,546
負債資本合計			52,406,332,275

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	3,239,299,452	0	161,112,606	3,078,186,846
地方公共団体金融機構	8,085,692,389	0	210,514,701	7,875,177,688
郵貯・簡保管理機構	1,676,891,234	0	97,802,636	1,579,088,598
琉 球 銀 行	210,800,000	0	0	210,800,000
計	13,212,683,075	0	469,429,943	12,743,253,132

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都 市 再 生 機 構	26,496,068	0	5,631,011	20,865,057

一時借入金

な し

那覇市告示第 369 号

令和 2 年 12 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和2年11月26日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	尾辻 健太	小児科	沖縄協同病院
2	酒井 一徳	小児科	沖縄協同病院
3	長嶺 健次郎	小児科	沖縄協同病院
4	比嘉 千明	小児科	沖縄協同病院
5	雨積 涼子	小児科	沖縄協同病院

那覇市告示第 370 号

令和 2 年 12 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和2年12月1日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
ツクイ沖縄訪問看護ステーション 那覇市前島2丁目7番1号 まえむら21 505号室	株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖宏	育成医療・ 更生医療	令和2年12月1日

那覇市告示第 371 号

令和 2 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション 那覇かなぐすく	医療法人志禄会	令和2年1月1日～ 令和7年12月31日
那覇市金城5丁目11番6号 小禄ガーデンビル1階		

那覇市告示第 372 号

令和 2 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービス楚辺の家 (地域密着型通所介護、第1号通所事業)	令和2年2月29日
那覇市楚辺1丁目13番6号 Eマンション1階	

那覇市告示第 373 号

令和 2 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
和田 周一	はり・きゅう あん摩マッサージ	令和 2 年 10 月 26 日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1 丁目 9-28 2F	
中村 海人	はり・きゅう あん摩マッサージ	令和 2 年 10 月 26 日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1 丁目 9-28 2F	
又吉 りえ	柔道整復	令和 2 年 10 月 20 日
ワイズ [®] 那覇長田整骨院	那覇市長田 1 丁目 1 7 - 7 1F	

公 告

那覇市公告第 427 号

令和 2 年 11 月 20 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年8月25日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 外間 浩 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市立病院 診療情報管理室	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県知事
業務の名称	診療業務（全国がん登録届出）		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和2年8月25日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 1060 件		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会の意見 平成18年3月29日審議会承認類型事項第1号） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理由	全国すべての都道府県で、がんの実態を把握し、治療や予防に役立て、確実ながん対策を進めるため、2016年から、がん登録推進法を根拠とする「全国がん登録」制度が始まっております。 沖縄県においても県内の全病院と県知事より指定を受けた診療所へ、毎年該当年にがん罹患した患者のデータ提供を依頼しており、当院もそれに応じて届出ています。		
届出担当部課	那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111（内線347）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年11月2日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	宗像市
業務の名称	特別定額給付金の給付業務		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和2年10月26日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	地方税回収のため（差押え禁止財産特定のため）		
届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

那覇市公告第 436 号
令和 2 年 11 月 27 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	令和 2 年度末吉公園樹木剪定業務
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市首里末吉町（末吉公園地内）
(5) 履行期間	着手日から 令和 3 年 3 月 23 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	亜熱帯庭園都市である那覇市内都市公園の植栽剪定を行い、那覇市の観光都市としての美観形成に寄与することを目的とする。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	11,860,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けているものであること。
(4)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（社会更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、外灯手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 31・32 年度の造園の格付が、B・C 等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 31・32 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1 級造園施工管理技士 ・2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限

※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される（落札案件を選ぶことはできない。）。
(3)	那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)	那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(5)	那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。
(6)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(7)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
提出期間及び方法	提出期間： 令和2年11月30日（月）9時～令和2年12月7日（月）17時 提出方法： 那覇市役所9階の公園管理課まで持参すること。

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間： 令和2年11月30日（月）9時～令和2年12月2日（水）17時 質問方法： 「質問書」をFAXで提出すること。（質問がない場合は不要） ●提出先： 公園管理課 喜屋武 孝信 FAX： 951-3206
回答期限及び方法	回答期限： 令和2年12月4日（金）17時 回答方法： 那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時： 令和2年12月9日（水）13時00分 入札方法： 紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 9階 901会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和2年12月14日（月）12時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第5号様式） (2) 誓約書（別記様式1） (3) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し (5) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 落札者決定予定日 令和2年12月16日（水）頃 ※心得 第9、10、11、12条参照。
--

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：喜屋武 孝信

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 437 号
令和 2 年 11 月 27 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	令和 2 年度リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市内都市公園
(5) 履行期間	着手日から 令和 2 年 3 月 12 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	観光立県沖縄における観光振興の観点から、県木であるリュウキュウマツを害虫から守るため、予防対策として薬剤の樹幹注入を行う。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	1,810,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けているものであること。
(4)	会社厚生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（社会更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、外灯手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 31・32 年度の造園の格付が、B・C 等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 31・32 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1 級造園施工管理技士 ・ 2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係がること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。 |
| (2) | 複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される（落札案件を選ぶことはできない。）。 |
| (3) | 那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。 |
| (4) | 那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。 |
| (5) | 那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。 |
| (6) | 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |
| (7) | 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

提出期間及び方法	提出期間： 令和 2 年 11 月 30 日（月）9 時 ～ 令和 2 年 12 月 7 日（月）17 時 提出方法： 那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。
----------	---

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間： 令和 2 年 11 月 30 日（月）9 時 ～ 令和 2 年 12 月 2 日（水）17 時 質問方法： 「質問書」を FAX で提出すること。（質問がない場合は不要） ●提出先： 公園管理課 喜屋武 孝信 FAX： 951-3206
回答期限及び方法	回答期限： 令和 2 年 12 月 4 日（金）17 時 回答方法： 那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時： 令和 2 年 12 月 9 日（水）14 時 30 分 入札方法： 紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 9 階 901 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和 2 年 12 月 14 日（月）12 時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第 5 号様式） (2) 誓約書（別記様式 1） (3) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し (5) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和 2 年 12 月 16 日（水）頃

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：喜屋武 孝信

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 455 号
令和 2 年 12 月 1 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為、公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 2 年 10 月 29 日 第 H29-08-02 号 那覇市指令ま建指第 2162 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市繁多川 5 丁目 310 番 1 の一部、310 番 9
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中心区南船場 2 丁目 9 番 14 号
株式会社 日商エステム
代表取締役 浅井 悦裕
- 5 検査済証番号
令和 2 年 12 月 1 日 那ま建指第 203 号（開発行為に関する工事）
令和 2 年 12 月 1 日 那ま建指第 204 号（公共施設に関する工事）
- 6 工事完了年月日
令和 2 年 11 月 6 日

那覇市公告第 459 号
令和 2 年 12 月 4 日
掲 示 済

「那覇市伝統工芸館体験工房等予約管理システム構築業務」受託事業者募集
について

次のとおり「那覇市伝統工芸館体験工房等予約管理システム構築業務」受託業者
を募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 募集概要

- (1) 事業の名称：「那覇市伝統工芸館体験工房等予約管理システム構築業務」
- (2) 事業目的：伝統工芸館利用者の利便性向上及び高いセキュリティ環境
を備えた予約受付管理システムの構築と、安定した運用を
実施していくことを目的とする。

2 募集要領及び提出書類：那覇市公式ホームページに掲載

3 募集期間：令和 2 年 12 月 4 日（金）～令和 2 年 12 月 28 日（月）正午

4 事業説明会：令和 2 年 12 月 9 日（水）10：00～11：30 那覇市伝統工芸館 研
修会議室

5 質問方法

様式 8「質問疑義照会書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。
件名を「伝統工芸館予約管理システムに関する質問」とすること。なお、電話
での質問は受け付けない。

質問期限：令和 2 年 12 月 10 日（木）正午

宛 先：kogeikan@city.naha.lg.jp

回 答：令和 2 年 12 月 15 日（火）に、本市公式ホームページに掲載する

6 提案書提出方法

7に記載している提出先に持参又は郵送。※詳細は市ホームページ掲載の募集
要領を参照

7 提出・問い合わせ先

〒900-0013 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 2 階

那覇市伝統工芸館 事務室

TEL 098-868-7866（担当：野底） E-Mail：kogeikan@city.naha.lg.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 38 号

令和 2 年 11 月 26 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 486 号
指定工事店名	株式会社ネクストリノベーション
営業所所在地	沖縄県豊見城市字高安567番地 1
代表者氏名	浦崎 勝一
取消日	令和2年11月20日
取消理由	下水道排水設備工事責任技術者が不在のため

那覇市上下水道局告示第 39 号

令和 2 年 11 月 27 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
483	株式会社丸和開発	豊見城市字嘉数 708 番 地 7	比嘉 和史	令和 2 年 11 月 19 日

那覇市上下水道局告示第 40 号
令 和 2 年 11 月 27 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の休止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
445	株式会社初ストリパーション	豊見城市高安 567 番地 1	浦崎 勝一

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

令 和 2 年 1 2 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第 1 項及び同法第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

5, 187 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

43, 219 人

- 3 地方自治法第76条第 1 項、同法第80条第 1 項、同法第81条第 1 項及び同法第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

86, 437 人

正 誤

○那覇市公報第1776号の正誤

2020(令和2)年11月16日付け那覇市公報第1776号に登載された那覇市消防局訓令第17号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1566	上から3行目	那覇市消防局訓令第17号	那覇市消防局訓令第18号

